

経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成30年2月8日（木）

（開 会）10：00

（閉 会）14：43

○委員長

ただいまから経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の順で行いたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

まず、新体育館に関して、「新体育館建設基本計画（案）に対する市民意見募集結果」について、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

本日提出させていただいております資料について説明をさせていただきます。

11月30日の本特別委員会におきまして、提出させていただきました「新体育館建設基本計画（案）」について、市民の意見募集を行いましたので、その結果について報告させていただきます。

意見募集の期間は12月15日から1月15日にかけて、1カ月間行いまして、137名、158件のご意見をいただきました。その中で多く寄せられたご意見といたしましては、武道ができる環境整備についてが一番最も多く、合計で65件の意見をいただいております。それとあわせまして、颯田体育館について、改修や新体育館ができるまでの間の使用をしてもらいたいなどの意見も多く、28件のご意見をいただいております。ほかに、大きな体育館を建てるよりも、各地区に小さな体育館を建ててほしい。体育館建設に反対しますというような意見も複数あっております。

現在、いただきましたご意見に対する回答を整理しておりますので、近日中にその回答を行いたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、いただいたご意見を踏まえ、基本計画の案の修正を行いつつ、基本計画を決定させていただきたいと考えております。

以上、簡単でございますが市民意見募集につきまして説明をさせていただきました。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

いろいろご意見が出てきておるようですけれど、私のほうにもちょっと意見が上がってきておりました、と申しますのは、ここにもありますけど、施設の規模と仕様のところでいろいろご意見が出ておりますけれど、多目的ルームですか、そこで、柔道とか剣道の練習をするというような形になって、資料によりますと、剣道、柔道にしても、大体1面しかとれないというようなものになっておると思いますけれども、1面じゃ、剣道に限って言いますと、1面だけで剣道の練習するにしても狭過ぎると。もう少しよくなるのかと。そういうことを要望がっておりますけど、多目的ルーム、多目的ですからいろいろな形で使われるような形になりますけれど、その辺についてどのようにお考えなのか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

今、委員ご指摘の点でございますけれども、新体育館でございますが、先ほど言われました多目的ルーム以外にサブアリーナ、そしてメインアリーナを想定しております。広さでございますたら、大きな面積をとれるのではないかなということは考えております。

○道祖委員

例えば、多目的ルームとして案の中で武道場としての機能、レクリエーション室、キッズルームという形で出ておりますよね。武道場兼多目的ホール利用イメージは13メートル掛ける18メートルの場合ということで、ここに出ておりますよね。柔道は9メートル10四角と、剣道の場合、12メートルから14メートルの真四角というふうになっておりますけども、これだけ見るとやはり狭いというふうに言われておるんですよ。そして、武道場ですから、剣道と柔道と一緒に練習することがあるでしょうと。13メートル掛ける18メートルだったら、柔道が使った場合は柔道だけしか使えないと。剣道が使えば剣道だけしか使えないじゃないかと。大体武道場ってというのは、小中高をいろいろ見てますと、武道場というのは柔剣道がお互い隣同士でやっておるというイメージがあるんですよね。これはこの図面からいきますと、13掛ける18メートルですから、もう少し広くすれば柔道1面、剣道1面ということが取れるんでしょうけれど、これ見る限り13掛ける18ですから、ちょっと狭過ぎると。せめてこの20メートル掛けることの13メートルぐらいにすれば、1面ずつ取れるんじゃないかと思うんですよね。せっかくだらしたら、この13掛ける18メートルに限るとね、剣道1面もしくは柔道1面しか使えないと。けど今言ったように13メートル掛ける18メートルを、これをもう少し広くすれば、長くすれば、柔道1面、剣道1面取れる可能性が出てくるんじゃないかと思うんですよね。そういうふうにちょっとした広さ、面積を広げるだけで、同時に使えるとかそういうことはあり得ますんで、そこところは工夫が必要じゃないかと。ご意見でそういうふうに言われておりますし、また今言ったようにそうすれば、剣道も2面使えますし、柔道も2面使えるというようなことがありますからね。ちょっとその辺は工夫の必要なところが出てくるんじゃないかと思っておりますけど、どうでしょうかね。

○健幸・スポーツ課長

今おっしゃいますように、設計の段階の中で広さを工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○松延委員

2点ほどお尋ねいたします。65件出てますですね。ということでありました。予想以上に皆さん方、日ごろ健康づくりに精進されてる方の声が多かったかなと私は思っております。

そこで先ほど基本計画については見直すということでございますけども、これまず基本的に、検討、見直しを含めてやるということでございますでしょうか、そのまま素直に受け取ってよろしいでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今お手元に配付させていただいております基本計画案、これの基本的な部分は大きな修正はないかと思っておりますが、やはり市民の意見、そして今回、当委員会でのご意見等を含めまして、根本的な部分については大きな修正はないかと思っておりますが、仕様の分、そういうような形で修正をさせていただきたい、取り組んでいきたいと考えております。

○松延委員

根本的なところにちょっとひっかかりますけれども、これだけ声が出てますのでね、やはり機能を含めて、例えば100のものをつくるときに、結果的にはあと105、110ぐらいつくってけばよかったなというふうなことになるかねないように、そこら辺のところ一つ十分に検討していただきたいと思っております。

あと一つは、わが市が健康づくりを進めております。公共施設のあり方の第3次が出ておりますけれども、要するに、今この中で、やはり今の施設を利用してされておられる方の声としては、一つの地域のエリアがあるものですから、遠くなったならもうやめとこうかとかいう話になりかねないと思うんですよ。そこで、例えば颯田の体育館についても、何かちょっと改修をしてとか、

修繕をしてというような声も出ております。結局は一つのものに集約したときに、それぞれ例えばバレーボールにしても、柔道、剣道にしても、弓道場——、弓道場は1つですけれども、そういうなものが、結局されないような状況になる。皆さん方がせっかく例えば月曜日から日曜日までいろんなクラブが組んで、今の体育館施設やってますよね。例えばそういうふうなことで、今度新しく体育館をつくったときに、そういう人たちが、例えばスポーツをやれないような状況、練習をやれないような状況になる可能性が、私はちょっと心配してるんですね。ちょっとそこら辺のところも十分に、ちょっと考えていただきたいと思っておりますけども、答弁できるだけ範囲内でよろしく申し上げます。

○健幸・スポーツ課長

今、颯田の件を例を出されたかと思っておりますけれども、颯田につきましては、今現在、颯田小中一貫校の体育館がございます。今度、新体育館ができるまでの間、一定期間ございますけれども、やはり地元、地域の方のスポーツ活動、これを優先すること。これは基本的なことでございますので、また周りの施設等につきましても利用、各スポーツ団体とかございますけども、その分については、以前から調整をとらせていただいております。できるだけ皆さんに支障がないような形で進めていきたいと考えております。

○委員長

ほかに。

○川上委員

私は、体育館問題については耐震診断を今、仕事を発注して、もう間もなく、その結果が出るのだらうと思うんだけど、既にこの結果を待って、その上で体育館問題どうするのかと。従来どおり大規模改修で行うのか、それとも今、市長が考えておるような、45億円以上かけて移転新築建てかえでいくのか、それは、耐震診断の結果を待って考えてしかるべきではないかというふうに申し上げておったんですけども、それは余り聞く耳持たないという態度だらうと思うんですね。

しかし、私が言っている耐震診断の結果を待つというのは利があるだらうと思うんですよ。そこで耐震診断の結果の成果品は3月のちょうど予算議会中に締め切り、納品締め切りということになると思うんだけど、きょうがもう2月の上旬ですから、その速報値があるはずなんですよ。それがどのように把握されているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

耐震診断の速報値でございますけれども、これは、ことしの1月、委託業者が工程に関する協議に参りまして、その内容については総体的には、耐震基準には満たしていないということが言えますということでございしますが、やはり数値的にどの程度になるかということにつきましては、今後の耐震診断判定委員会、これが最終的に3月5日、上旬でございます。技術的な協議後に判明するという報告がきておりますので、現在その報告を待っているというような状況でございします。

○川上委員

1月に協議をしたと、話を聞いたということなんだけど、それはいつですか。どういうメンバーで話をしたんですか。

○建築課長

平成30年1月12日に、今回耐震診断を委託しておりますコンサルの設計事務所並びに協力事務所の構造設計者の担当と、私、建築課長と課長補佐及び担当で、庁舎に来庁の上、口頭で報告がございました。

○川上委員

その会社と協力会社の名前も会議録に残しましょう。言ってください。

○建築課長

受注コンサルが運天一級建築設計事務所でございます。構造の計算のほうを協力しておりますのが、株式会社J E構造設計でございます。

○川上委員

市民意見を年末年始挟んでわずか31日でやって、それほどの短期間で、先ほど別の委員がおっしゃったけれども、これほどの意見が出たと。関心が非常に高いということと思うんですよ。そういう状況の中で、1月12日に中間的な状況報告があったんだけど、この意見募集も、この耐震診断の中間的な報告ないし最終的な判定委員会ですか、の結果を待って、市民に意見を聞くというのが本来筋だろうと思うんです。そこで、その12日のときには、あなた方は資料の提供、提出を受けましたか。

○建築課長

資料の提供は特には受けておりません。口頭で中間的な報告として報告を受けております。

○川上委員

そうすると、1月12日、何のために、その会社あるいは協力会社はあなた方に会って、先ほどおっしゃったようなことを言ったんですか。なぜ1月12日にそういうことしたんですか。

○建築課長

先ほど耐震診断の判定委員会というものに、現在の委託をしました中間的な結果、これを諮りますのが2月5日に判定委員会のほうに持ち込みを行っております。その前に、今どういった状況で今、計算の結果が出てきておりますということでの報告を私どもが受けた次第でございます。

○川上委員

2月3日ですか、判定委員会は。

○建築課長

2月5日でございます。

○川上委員

2月5日の判定委員会に、その判定委員の皆さんに資料を渡すために、1月12日に口頭で説明に来たということですか。

○建築課長

そのとおりでございます。

○川上委員

判定委員会というのは何人で構成して、どういうメンバーでつくられておるのかお尋ねします。

○建築課長

判定委員会、今回は日本ERI株式会社の判定委員会に提出を行っております。判定委員のメンバー構成としては、ちょっと人数がたしか10名程度いたと思うんですけども、内容、そのこの出席者に関しましては、学識経験者や構造の専門家、そういった方が一堂に会した委員会でございます。

○川上委員

飯塚市が今から、先日総務委員会で報告があった財政見直し、普通会計財政見直しの資料を見ても、それだけでも3カ年で45億3千万円修正をかけなければならないほどのことなんですよ。それに大きくかかわっていく、こういう財政出動が本当に必要かどうか大きくかわる判定委員会の審査があるということなんだけど、あったということなんですね。なんだけど、そのメンバーが誰かわからないでは、この委員会が役割果たせないと思うので、もう少し正確に、どういうメンバーで構成されておるのか答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

○建築課長

日本E R Iの耐震判定委員会のメンバーの方でございますが、委員長が江崎文也委員長です。福岡大学の元教授。副委員長が上瀧邦宏さん、株式会社J E構造設計の方です。副委員長もう1名、深田良雄さん、日本E R I株式会社の技術顧問の方。また、委員が梶村知幸さん、日本E R I株式会社福岡支店の方。同じく委員が柴田信夫さん、株式会社あい設計九州支社の方。また委員が濱田弘之さん、日本E R I株式会社。林原光司郎さん、日本E R I株式会社大阪支店の方。原 英基さん、有限会社ストリームデザインの方。松下淳一さん、有限会社広岡建築設計事務所の方が委員となっております。

○川上委員

その判定委員会の実績、仕事の実績がわかりますか。

○建築課長

ちょっと細かい実績まではつかんでおりませんが、今申しました日本E R Iの判定委員会といいますのは、民間でございますけども、既存建築物耐震診断改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されております耐震判定委員会ですので、公的に認められた機関でございます。

○川上委員

マイクの使い方が悪いと思うので、もう少し聞こえやすく。

それで、私が質問したのは、実績を聞いたんです。どういう施設について、どのくらい耐震診断判定を行ったのか。その結果はどういう特徴があるのか、そういうことをお尋ねしたんです。

○建築課長

申しわけございません。ちょっと今、そういうあたりの詳しい資料を今手元に持ち合わせておりませんので、ちょっと調べてみます。

○川上委員

詳しいものは資料を見れば答弁できるということのようですが、今の段階で、あなた方は、市としてはこの判定委員会に先ほど言ったような財政出動、判断基準を求めるわけですから、この判定委員会がどういうものであるかについて、信頼に足る機関なのかどうかについて、どういふふうにいるのかお尋ねをします。

○建築課長

先ほどもちょっと答弁いたしましたけども、既存建築物、耐震診断改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されております耐震判定委員会ですので、こちらに関しましては、公的に認められた機関の位置づけになっております。

○川上委員

基本的にそういうふうになっているんでしょうけども、どういう仕事の傾向があるのかということについて、仕事の過去の実績に基づいて考えないといけないでしょ。1981年以前の建築構造物について診断するわけですから、今の耐震基準を満たしてない可能性は高いでしょう、そもそも。もしかして、しっかりしたもの作って81年基準を超える耐震能力があるかもしれないってのもあるんだけど。

それで、この判定委員会、それからメンバー考えてみたときに、どういう傾向持つかっていうことがもう明らかじゃないですか。委員の仕事の内容から見ても。基本的に、これは耐震診断満たしていないでしょうというのが強くはたらくよ。そして飯塚市が、耐震診断を、もう結果はどうであろうとも建てかえるって決めて、46億円ぐらい掛けようって言うこと言ってるんだから、この耐震診断判定が公正に、科学的な知見に基づいて行われて、その結果を出されるかどうかについては十分な疑いがあると思う。片峯市長は、過去この委員会に対して、こう答弁したことあるでしょう。建てかえるって決めているのに、耐震診断をするような税金の使い方、私はしきりません、できませんと言ったじゃないです。それを翻したんだけど。なぜか。県知事の命令があ

るからです。県知事の命令があっても、法に基づき命令があってもそういう答弁をしたんですよ。だから、発注者である飯塚市の意図は明確なんです。そういう中でこの判定委員会がどういう判定を、公正に、科学的にできるかどうかについては十分な疑念が私はあると思うので、そこでちょっと、先ほど健幸・スポーツ課長が、3月5日、3月の中旬というふうに言われましたね。これは何のことですか。

○建築課長

先ほど健幸・スポーツ課長が答弁されました3月5日の件ですが、3月5日に、今回の先ほど言いました2月5日に、耐震の評価委員会のほうに審議を図りまして、その間、審査を行って3月5日には審査結果が回答ができるだろうという予定の日がちでございます。

○川上委員

では、1月12日に会社があなた方のところに来て、口頭で何かを説明して、内部的には資料を判定委員に配付し、2月5日の日に判定委員会が既に一度開かれ、そして最終ですか、次が3月5日にもう一度行われるということなんですか。流れはそういうことなんですか。

○建築課長

評価委員会の流れといたしましては、今、先ほど冒頭に申しましたとおり、2月5日に全体での、今回の案件に関しましての全体での協議が行われております。その後、その委員の中で、さらに専門的にその部分に関して協議を行いまして、最終的に3月5日のまた全体の委員会で、その計算の手法もしくは結果が間違いないかというものを評価書として発行できるかどうかの認定というような流れになっております。

○川上委員

そうすると、最終的な成果品というか、評価書は、市にはいつ届くんですか。

○建築課長

予定で3月5日にその委員会が開かれて、そこでおおむね間違いがないという形で委員会からの評価が下りましたら、それから事務手続が行われて、評価書として市のほうに届くのは、おそらく1週間程度の時間を要するのではなかろうかと思われます。

○川上委員

3月12日に届くとなっているわけですね。

○建築課長

その予定でございますが、12日という、ちょっと日にちまでの断言は現段階ではまだできておりません。

○川上委員

ちょうど新年度予算審査の、議会としては、真っ最中なんです。それで、その日がいつかっているのは非常に重要なんだけど、いずれにしても、既に中間的な速報値についてはまとまっていると。そして2月5日の日には、一度あなた方のいう判定委員会が行われているということですよ。

○建築課長

まだ最終の結論は出ておりませんが、今流れといたしましては、こちらの委託コンサルのほうから計算された結果のものが、耐震診断の評価委員会のほうに、2月5日に審議としてかけられたという流れになっております。

○川上委員

ちょっとろ覚えで発言すると申しわけないので、この委託費は幾らですか。

○建築課長

委託の請負代金といたしましては、税込みの729万円になっております。

○川上委員

だから片峯市長ね、こういう耐震診断に係る税金ですから無駄にできないというふう言われ

たでしょ。無駄にしたらいけないですよ。だから、そういった角度からも、きちんとこの耐震診断についてはしっかりつかんで、その結果に基づいて、従来どおり大規模改修で15億5千万円程度で対応するのか、それとも移転新築で46億円弱を投入するのか、考えることにならざるを得ないと思うんだけど、そこで、この判定委員会の結論を我々が、飯塚市としてはどう受けとめるかっていう問題は別にあるわけですよ。

そこで、委員会として検討するために、3つの資料を請求したいと思うんです。1つは、あなたの方言うこの判定委員会というのがどういう構成になっているのか。先ほど人名については、委員の名前と簡単な役職については説明がありましたけど詳細なものがほしい。それから2つ目は、この判定委員会の実績。そして3つ目は、既にこの判定委員が持っているという耐震診断の速報のデータ。これを当委員会に提出してもらいたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま川上議員のほうから資料要求があつておりますが、執行部にお尋ねいたします。資料は提出できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:42

再 開 10:45

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

失礼いたします。先ほど建築課長のほうから名簿についてはホームページ等で確認がとれますので公表は可能かという考えを持っております。2点目と3点目のご質問に関しましては、審査会という会がございますので、その確認がまだ取れてない状況でございますので、その案件が公表ができるかどうかということは、現時点ではお答えが少しできないところであります。あくまでも審査会の確認が必要だという考えを持っております。

○委員長

川上委員、今の答弁でよろしいですか。よくとわかる、意味が。（発言するものあり。）そういうことです。さっきから言うように、全部がピチッと出ないとは思いますが、それなりの形で出していただいて、またそれを検討されて、質問される分はよろしいんじゃないかと思います。なかなか今の状況じゃ深くはできないと思いますんで、それで了承していただけますか。はい。

○坂平委員

今いろんな質問がされてありますけど、この耐震構造満たしているかどうか、これは国の方針で耐震構造を満たしてない分については補強するかどうかということとは各自自治体で判断をするようにという指導のもとに、この委員会も立ち上がった中で、耐震構造の調査をまず一番にしてくれということで、それともう一点聞きたいのは、例えば耐震構造になってないから選定委員の方々が、これは耐震構造になってないよと。この場合に、補強した場合はどのくらい掛かるとかということまで調べてするのか。この委員会で、先般執行部のほうから移転新築というその明確な報告が出されたわけですよ。それに向かつての審議をしていくわけですけど、この段階になってもまた後戻りして、今のような資料要求、これは各個々がされる分は、私どもは特段いいとか悪いとかいうことは言いませんけど、前向きに進んでいくのであれば前向きな話をしなきゃいかんのに、何でそこで後戻りした話になるのかなと。

もう一点は、例えば耐震構造を満たしてないから、例えばこれを耐震補強するといったときにどれくらいの費用がかかるかぐらいの算定はまだされないよね。どこまでの耐震構造補強しなきゃいかんかというのは。例えばそれが先ほどから質問者言われるごと、ある質問者が言われるように45億円も出してということだけど、例えば耐震構造のその補強がここまで必要よという金額が出てくるとする。出てきて、これが例えばその20億円かかるのか15億円で終わるのか、

私もはっきり覚えてないけど、別の質問者言われるには15億円か20億円かそのくらいじゃないんですかというような記憶が私の中で残ったと思いますけど、これは会議録を見なきゃわかりませんが、これが出てきたときに、この耐震補強したときに何年もつか、ここが一番のポイントになってくると思うんです。例えば改修して耐震補強しました。20年もちますと。20年でそれだけの費用をかけてしたときに、移転新築をしたときには何年もつのかというところのバランスを考えると、どちらがいいかというところから入っていくべき問題だったんじゃないかなと思うわけですよ。それに対して前回か前々回の委員会の中で、市長のほうははっきりと移転新築でいきますということで委員会に報告があったと思うんですよね。だから、前向きに話を進めていくためにはそういったことをどう進めていくかという話をしなきゃね、これいつまでたっても、この特別委員会の中で、体育館については前に進んじゃ後戻り、前に進んじゃ後戻り。だから何で今の段階でそういう審査会の資料を、実績があるかとかないかとか、それはもっと早く、その問題は提議して資料要求なり何なりしてもらっとかなければいけなかったんじゃないかなと思うわけですけどね。そのあたりも含めて、委員の皆さん方がよく判断をしてくださりたいと思います。だから、執行部のほうも、例えば、耐震構造、補強したときに、改修したときにはどのくらいかかるかというものも、概算を1回数字出したらいいと思うよ。そしてこれで何年ぐらいもつかとかいうことも、だいたいある程度わかってるんじゃないですか。どんなふうですか。

○委員長

今、坂平委員から言われたことについて何か、いいですか。

○市長

進行動議ありがとうございます。自分が説明したいなと思いましたが、発言の機会がない部分の比較についてまで、改築がいいのか、新築がいいのかについてまでご説明いただきました。

ただ、間を取るようで非常に申しわけないのですが、今、川上委員のほうから質問がっております、耐震について本当に大丈夫なのかどうなのかは、建てかえ云々の問題ではなくて、今、担当部局に指示しておりますのが、その結果次第で、今使用なさっている使用者と、それから指定管理をお願いしている体協とに、こういう状況なので使用についてこういう留意点が今後必要だから、次の動きとしてというようなことをできるだけ早くしたいと思ってますので、私どもも、実は2月5日の提示された資料は見てみたいですし、3月の結果がとても気になりますので、そのことについてはしっかりと受けとめて、次の安全対策に移りたいと考えております。

○委員長

一応、市長からご意見いただきましたけど、川上議員のほうから資料要求が出てますんで、先ほど都市建設部長のほうもありましたけど、できる範囲の中で出していただければよろしいかと思っております。その中で先ほど言われるものを慎重審議しながら、やっぱり地元として、市民が、どこまでやったか、議会側もそうだし行政側のほうもそこ納得した中でやっぱり新しく体育館建てるためにも、その必要はあると思うわけ。でも、今のご意見は建てる方向の話であり、またそこに行くまでの慎重審議があるんじゃないかというような形で受けとめますんで、一応、ただいま川上議員のほうからの資料に対して、執行部は資料提出できますか。

○都市建設部長

先ほど答弁させていただきましたが、現時点で提出できる資料と考えられますのは、ホームページでも公表されております名簿に関しましては資料提出は可能だと考えております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料について要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 54

再 開 11 : 03

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

それで、今テーマにしています耐震診断については、平成27年12月31日までに、本市としてはこの体育館について耐震診断を終わらせ、報告する義務が、県知事に対してあったわけですが、それを怠ったために命令が出て、かつ先ほど言いましたようにやらなきゃいけませんかっていう問い合わせをして、法的義務があり罰則もあるものですからやってくださいと言われて、ようやくやるに至っているわけですよ。ここには、スポーツ施設としての体育館、それから避難所としての体育館、住民の生命を守り抜くという決意が本市にあったのかと厳しく問われてしかるべきなんです。

今、耐震を満たしていない、基準を満たしてないと思われるのでとにかく新しいものを45億円でもかけて、遠く離れた鯉田につくろうというのは筋は通らない。重ねて言うなら、平成17年も耐震診断をやって結果を報告してくださいと言われてる期間中じゃないですか。この平成17年3月20日にマグニチュード7、震度6弱の福岡西方沖地震が起きて、この体育館は、私見に行きましたけども、持ちこたえておったといえれば持ちこたえたんですけども、アスベストが天井からフロアに落ち、そして踊り場のガラスが損傷するというような事態があったにもかかわらず、本市は耐震診断もせずに、今日まで、利用者と住民を危険にさらしてきたと言っても過言ではない。そうした中で、真剣にこの耐震診断を急いで結果を見て、緊急対応するというのが当たり前だと思います。市長が先ほど、自分も2月5日の資料について見たいと。それに基づいて、急ぎ対応したいという発言を質疑と流れは違ったんですけども、言われました。これは、この間の本市の責任が果たされていなかったことの問題が今ここで改めて浮き彫りになっているということをも噛みしめなければならぬというふうに思うんです。

そこで、繰り返しになりますけれども、この耐震診断の結果を待って、どこにどう手を入れれば、従来の市の方針のとおり大規模改修がやれるのかどうかと。15億5千万円というのは私が言った数字じゃないですよ。私が計算して言ってる数字じゃないんですよ。あなた方が、このくらいならできると見込んだ数字ですよ。人口20万人の呉市の体育館は、同じ国の耐震診断を行いなさい。それから、公共施設最適化債っていうのもありますよというのがある中で、大規模改修という方針で行って、9億円でやってるじゃないですか。しかも飯塚市の体育館よりも建設年次が古いんですよ。一律に比較することはもちろんできません。ですから、落ちついて、住民の生命と体育館利用者のことを考えて行動すべきだと思うんです。その時期は近づいてるわけですよ。ですから、慌てる必要はないというふうに思うんです。

そこで、あなた方を慌てさせている問題について、要因の一つについて、表に出てることについてお尋ねをします。公共施設等の適正管理については、国が推進し、耐震診断に基づいてしかるべく対応する財源確保について、公共施設最適化事業債を平成27年に3カ年ということで組みましたね。あなた方は時間がないということで、これに乗るためには、急がなくちゃならないというふうに言いましたね。それは間違いはないですか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○川上委員

実は、この公共施設最適化債対応のためには、幾つかハードルがありますよね。メニューもあります。メニューごとにハードルがあります。その中の問題の1つは、一極化という問題があります。2つ目は、床面積の縮小という問題があります。先ほどから、柔道、剣道、弓道、統合されるわけですから、大変困るという声が出るの当たり前なんですけども、3つ目の問題としては、国が肩代わりしてお金を全部出すというわけじゃないわけですから。借金は認めまじょうと、

元利償還についてその一部を見ましようっていうだけですから、市民の肩に大きな負担が乗ってくと。それがどの程度矛盾が生じるかについては、既にあなた方が明らかにした今回の財政見通しでも、経常経費の圧迫、その中でも扶助費の抑制等にも住民の福祉の充実に影響が出るということが、あなた方の数字でも明らかになってると思うんです。

そこで、この公共施設適正化事業債、メニューが幾つかあると思うんだけど、この体育館にかかわって、どのメニューをこの間検討したのか、お尋ねします。

○財政課長

公共施設等適正管理推進事業債のメニューでございますけれども、リニューアルいたしまして平成29年度から平成33年度までというところで、1つ目といたしましては集約化・複合化事業、これが体育館の分でございます。（発言するものあり）

○委員長

財政課長、わかりました。暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

○財政課長

公共施設等適正管理推進事業債を充てる前につきましては、この分につきましては合併特例債、改修というところで合併特例債を計画しておりましたけれども、この新たなリニューアルのメニューによりまして集約化、複合化の事業を充てる事業として選択したものでございます。

○川上委員

昨年までの特別委員会では、平成27年から3カ年の流れの中で、適正化事業債採択を求めるといことではなかったんですか、リニューアル以前の。

○財政課長

それは違います。あくまでも合併特例債として考えていたところでございます。

○川上委員

「リニューアルの」とおっしゃったけども、それは新年度から国の地方財政計画で、従来3500億円計上していたものを1300億円積み増して、4800億円にするということになってますけども、そのことをおっしゃってるんですか。

○行政経営部長

この、今現在の公共施設等適正管理推進事業債の前が、名称が公共施設等最適化債という名称で、金額も今ほどは大きくはなかったと思います。今、財政課長説明しているのは、こういう今のメニュー、体育館を移転新築としたときに、この推進債、または適正化債を使おうというふうにしたんですけど、その前の今財政見通し、平成27年につくった段階では、この体育館については、委員ご質問どおり、改修という形で合併債を充てるようにしておりました。そういう今、説明をしたところでございます。

○川上委員

だからリニューアルというふうにおっしゃったのは、平成27年から3カ年の公共施設最適化事業債のことではなくって、今度、国が地方財政計画に計上した、増額している公共施設等適正管理推進事業債のことかと聞いたつもりだったんですけど。

○財政課長

質問委員言われるとおりでございます。

○川上委員

そうしたら、リニューアルと言われたけど、伴って名称も変わってるし、内容も変わってると思うんですよね。

それで、あなた方は新年度からのリニューアルと言いましようかね、の採択を求めるといこと

となんでしょけど、1番から7番までありますよね。メニューがね。本来、合併特例債で大規模改修15億5千万円というのをまだ放棄してるわけではないわけですから、耐震診断の結果によるわけですから。ですけども、このリニューアル版のメニューの中では、1番から7番まで、どういうものがあるのか紹介した上で、あなた方がどれを選択したのかを説明してください。

○財政課長

公共施設等適正管理推進事業債でございますが、その前の分につきましては、公共施設等最適化事業債というふうに、名称で呼んでおりました。それが平成29年度から変わったわけでございますけれども、このメニューといたしましては、1番目に集約化・複合化事業、これが新体育館の分のメニューになります。それから、多用途への転用事業、それから除却事業、それから長寿命化事業、それから立地適正化事業、それから市町村役場機能緊急保全事業、私どもの把握しているのは一応この6つの事業でございます。

○川上委員

1つ。わかりました、残り。

○財政課長

申しわけありません。答弁がおくれておりました。その中で、今回の事業に当てはまりますのは延床面積の減少を伴う集約化複合化事業でございます。充当率が90%、交付税参入率が50%という有利な財源の起債でございますので、この部分を選択したものでございます。

○川上委員

私、メニューが7つと言ったでしょう。6つですよ。もう1つあるでしょ。

○財政課長

おそらくユニバーサルデザインのことを言っていると思います。これは来年度からの事業になります。平成30年度のメニューになります。

○川上委員

今、新年度の話をしてるんですよ。さっきからそう言っているでしょう。

それで、今度のリニューアルというなら、その一番は今おっしゃったユニバーサルデザイン化っていうのが新規だから、リニューアルの1なんです。もう一つは長寿命化事業、これは拡充でしょ。あなた方は、リニューアルしてない、継続している集約化・複合化事業を選んだわけですね。時間が無いことはないということでしょう、そうすると。大規模改修についても長寿命化、施設の公共用の建物、施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業というのがあるじゃないですか。これを選択してもいいわけです。耐震診断結果に基づいて。そういう選択肢が取れるでしょう。これ、財政課が答弁するかどうかわかりませんが。

○市民協働部長

先ほどから、根本的には建てかえ、改修の問題に戻っているのかと思いますけれども、まず1点目、先ほどから川上委員が言われますように、耐震診断そのものがいろいろな指摘の点等の指導がある中でおくれたことは、素直に我々事務方の手落ちを認めております。ただ、結果的に耐震改修と新築という取り扱いにつきましては、今までもずっと述べてきておりましたけれども、今後の対費用効果を考えた上で移転新築というものを結論を出して、前回、基本計画案を提案させていただいておりますので、今言われますように、方法としては、耐震改修という話になれば、今委員が言われますようないろんな財源の手段が使えるかと思っておりますけれども、基本的には今の物を耐震改修して、これが20年延びるものか30年延びるものか、文献を見ますと、物のRC構造でいきますと60年から65年というようなマックスの数字が出ておりますので、今45年経過した物を改修しても、おそらく20年そこそこしか伸びないのかなというふうな判断をいたしております。そういったところを費用対効果を勘案しまして、建てかえで行ったほうが良いという結論のもとに計画案を出させていただいておりますので、財源の手当てを云々という問題ではなくて、建てかえが良い。建てかえなら財源に使えるものは、先ほど財政課長の説明します最

適化債。最適化債は平成33年度までしか使えない。そうしますと、早い時期に判断をした上で予算を計上していくという段取りの中で、今回、こういう形で事務を進めさせていただいております。

前回は答弁をさせていただきましたけれども、今言われますとおり耐震診断の結果がまだ出ておりません。前回は答弁をさせていただきましたけれども、改修と建てかえの判断といたしましては、そのように総合的な判断をいたした上で執行部の案でございまして、計画案を出させていただいております。

先ほど、冒頭に担当課長も説明させていただきましたけれども、平成33年からさかのぼりますと関連の予算を30年度に上げて事務を進めなくては間に合いませんので、そういった手続を踏まさせていただきますけれども、前回は答弁させていただきましたとおり、耐震診断の結果が万が一にもオーケーというような話になれば、予算は計上させていただきますけれども、新たな判断というのが必要かもしれませんけれども、診断の結果が3月の中旬にしか出ませんので、そういった形で関連予算を計上させていただきますながら、その結果を見て執行の判断を改めてする機会もあるかもしれませんけれども、現段階としては耐震改修と建てかえの判断は、建てかえという判断をさせていただき、建てかえという話になれば、有効な財源を活用する期限を考えますと、逆算しますと30年度には関連の予算を計上させていただくという手続の中で基本計画を提示させていただいて、市民の意見をお聞きしながら、32年度の予算を組み立てていきたいというふうに考えておりますので、今委員が言われますように改修という判断になれば、いろんな財源メニューがあるかと思っておりますけれども、そういった意味で総合的な判断をした上で今の執行部の結論として判断して基本計画を出させていただいておりますので、そのような説明でご理解をいただきたいと思っております。

○川上委員

私の質問は、この体育館について言えば、このメニューに仮に乗るとしても、あなた方がこのメニューで事業採択求めていくっていうからそれを言うんだけど、1番の集約化・複合化、複合化しないんだけど、1番の集約化・複合化事業のほかにも、この国の制度を使うとしても長寿命化事業というのがあって、しかもこれは拡充されてるわけですよ、今回。だから、耐震診断の結果によって今のままでオーケーとか誰も言わないと思いますよ。ここはこういう補強すれば大丈夫とか、いくらでもあるじゃないですか、公共施設で鉄骨を強いのをに入れて、X型に入れているでしょ、あるいは箱型に入れているでしょ。こういう選択肢があるということ、今認める答弁だったと思いますよ、選択肢としてはね。

それで、この際、今部長答弁されたから言いますけど、総合的に勘案してと言いましたね。耐震診断、法律は義務づけて、しかも期限越えているんですよ、平成27年12月31日に。法によって定められてる提出期限が切れているのに、耐震診断もせず、そして総合的判断をしたと言われました。しかし、市長が任命した検討委員会、会議録見ても、総合的検討してないのは明らかじゃないですか。できるはずもないですよ。75分で判断してるじゃないですか。その間の質疑はないですよ。1問だけ、改修したとしてもどれぐらいもつのかと、もちませんと。あなた方の誘導、事務局の答弁があるだけですよ。だから、総合的検討は検討委員会ではされていないし、市の中でもそういう判断ができるはずがない。3月12日以降ですよ、できるとすれば。あなた方は、もう既に新聞でも報道されたけど、なぜ耐震診断をしなかったんですか。この委員会でも報告したじゃないか、最初に。いや、もう建てかえると決めてるのにしませんよって、そういう記事が載ったでしょう、あなた方の。鍵括弧つきで。そういう仕事の仕方をしてるわけですよ。何か忘れてないのかっていう、何を忘れてるのかっていうと、住民の生命だとか、利用者の便宜だとか、そういうのをずっと忘れてきているわけですよ。そして今、耐震診断もあと一月ですよ。片峯市長も見たいと言っているじゃないですか。も見ないでね、いや、もう決めてますからと。大体45億円とか誰が払うんですか。一部の者がポケットマネーで払うんじゃないんですよ。国

民の税金であり、市民の税金じゃないですか。これから人口減っていくっていう見通し、あなた方しているでしょ。そういう一人一人の年金も減り、暮らしが厳しくなってくる人たちの肩に載せていこうっていう話、平気でしてるわけですよ。

○委員長

川上議員にお願いいたします。ご意見がいろいろこう回ってるので、要望なら要望の形で、大体さっきからお話聞かせていただくと回ってきてますので、ひとつまとめていただきたいと思います。

○川上委員

昨年来、もう時間がない時間がないと言うけども、実は、時間がないと言えない事情が耐震診断との関係でも、結果もあと一月後に出るわけですから、そうすると、どこをどう手当てをすればどれぐらいの金で済むのかっていうことも見えてくるじゃないですか。

それから、国の制度に乗るとしても、使い勝手悪くなるわけですよ。20%床面積が減るわけですから。先ほど言われたような問題は内包してるわけですよ。

だから、この段階では、市長が自分も耐震診断の結果見たいと言ってるわけですから、時間がないことはなく、時間はある。だから、きちんとその結果に基づいて対応方針をもう一度検討するし、その上で、もう一度市民の意見を聞く期間を設けるべきである。年末年始のこのときに、1カ月間聞きましたとか、その短時間の中でもこれだけの市民の意見が出て関心が高いわけですから、今慌ててはいけないと思うんだけど、市長、どう思われますか。

○市民協働部長

先ほどから総合的な判断という表現をさせていただきましたけれども、質問委員が言われますように、耐震補強だけであれば、大きな金額は、複数億、十数億円まではかからないと思います。ただ、耐震の問題だけじゃなくてエレベーターもございません。空調もございません。駐車場も狭い。そういった意見につきましては、今回の意見でも一部ではありますけども出ておりますし、さきの検討委員会でも出た案件でございます。そういったことを判断した上での総合的な判断でございまして、耐震診断だけで済むのであれば、委員の言われますような判断も1つの選択肢かもしれませんけれども、そういった複数の要因を判断した上での新築という結論でございまして、総合的という言い方でひっくり返してしまいましたけれども、そういう判断に立っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○川上委員

私の質問はそうじゃないでしょ。時間はあるんだから、耐震診断の結果を待って判断したらどうかと。そのことについては、きちんと落ちついて、時間を取って、市民の関心、当然高いんだから。意見募集、意見を聞いたらどうかというふうに言ってるわけですよ。何ですか、インターネットに載せて、庁舎に置いて、基本計画案。それだけじゃないですか。それに対してもこれほどの意見が出てるわけですよ。質問に答えずに、いや決めてるからやらしてくれみたいな答弁では、答弁にならないと思いますよ。市長に聞いとるのに、そもそも。市長、答弁してください。

○副市長

先ほど担当部長が答弁しましたように、一応、市としては基本計画の案を出して、鯉田で新築建てかえで行くというような基本計画を出しております。それで、今質問議員が言われましたことについては、質問委員の要望なり意見として承っておきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長

川上委員、これ最後の質問ということでお願いします。

○川上委員

私、あなた方に要望とかしてるつもりないですよ。監視機関ですから、議会が。目の前で住民の不利益が、ろくな説明もなく横行しようとしておることについてチェックかけてるんですよ。

要望とか言っているわけじゃないですよ。まともな答弁をしてないんだから。市長に言ってるでしょ、さっきから。診断結果を待って——。市長も2月5日のことについては見たいと言っているわけじゃないですか。診断結果をきちんと見て、それで判断をしたらどうかと。その判断については市民の意見をきちんと時間をとって落ちついて聞くべきだと言ってるわけです。あなた方ね、市長が答弁しないなら、もう一つ聞くけどね。総合的に判断したと言ったでしょ。市長は、スポーツ施設であると同時に、避難施設ですって言った。だから私は聞いたじゃないですか。今の第1体育館は飯塚小学校区の避難所じゃないですかと。そうですと。これがなくなるわけですよ。そのことについて、飯塚小学校区の住民の皆さんに意見を聞いたかと、聞いてませんと言ったじゃないですか。

だから、あなた方、スポーツ施設だ、避難所だと2つのことを強調していくんだけど、しかも総合的に判断したという。しかし、重要な避難所を失う飯塚市小学校区の住民の皆さんには、そのときまでには何らの意見も聞いてなかった。寝耳に水の状態だったわけですよ。そのあと何か聞いたと思うけど、飯塚市小学校区の住民の皆さんの意見を。どういう意見になってますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:36

再 開 11:36

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

個別に飯塚地区の説明については、まだそこまでには至っておりません。避難所の取り扱いにつきましては、前回も答弁させていただきましたとおり、一義的には、地区の公民館なり、地域によっては片島小学校がございませけれども、二次的にはコミュニティセンター、コスモスコモンというような施設が控えております。最終的には体育館というところも三次的な避難所として指定はさせていただいておりますけれども、前回も答弁させていただきましたかと思っておりますけれども、平成15年の7・19の折にも体育館を使った形跡はございません。

ただ、今般の九州北部豪雨、熊本の地震等を勘案しますと、大規模な災害が出ますと大きな避難施設が必要でございませるので、そういった視点での避難所という観点での整備をあわせてするものでございませるので、それが答弁になりますけれどももう一点、期限がないということについてもご異論があるかと思っておりますけれども、委員の考えで改修という話になりますと期限がないわけじゃないかもしれませけれども、建てかえという話になりますとほかに財源がございませません。したがって、建てかえという判断をさせていただいた上では期限がありませんので、そういった判断ですので、改修という話であればいろんな選択肢もあるかと思っておりますけれども、建てかえという判断を、総合的な判断をさせていただきますと期限はないものと判断させていただいておりますので、このようなスケジュールで運ばせていただきたいというふうに思っております。

○川上委員

今なお避難所を失う飯塚小学校区の住民の皆さんに意見を聞いてないということがわかりました。それから、先ほどの答弁によりますけれども、耐震補強に関しては10億円かからないという判断を部長がしているということもわかりました。エレベーターだとか、その他リニューアルをするのにお金かかるでしょう。それから、弓道場を統合されると困ると、15人射ちができるのに9人射ちしかできなくなって困ると。それから柔道だって、剣道だって、普通のフロアでできない競技でしょ。そういうのも困るという声も上がっている。そうすると、それぞれに今ある武道場に手を入れてください、あるいは弓道場に手を入れてください。駐車場はあなた方さっきから不足していると一言も言わないけど、不足しているのであれば、駐車場も要るでしょう。それに30億円もかかるかっていうことじゃないですか。かからないでしょう。45引く15した

んですよ。30億もかかるのかと。国が地域の小さなアベノミクス起こすためにね、耐震補強ができてない公共施設に着目して、お金を流すよと。借金、あなた方しなさいと。元利償還の一部については応援をしましょうと。本当かどうかわからないようなこと言われて、一目散に今ひれ伏して慌てている姿ですよ。事業という点から言っても、地元の中小業者がこの事業で息を継げますか。特定の勢力がこういう事業をつかんでいくんじゃないんですか。また、それがしやすいように入札制度もあなた方今度変えていこうとしている。こういうやり方はやめて、本当に住民の安全、それからスポーツ愛好者のサービス、それから地域の業者、納税者のことを考えた仕事をしようというのが背私向公の市長の立場じゃないんですか。先ほどから全然答弁に立たないけども、もう立てなくなってるのかな。こういうような大事なことを質問しているときに、不規則発言の答弁はするけど、正式に聞かれたことには答弁立たない。こういうありさまで本当に45億円だとか、後で出るけども、筑豊ハイツ、それから破綻しかかっているのかな、卸売市場の問題、全部で100億円ぐらいお金かかる話じゃないですか。こういうありさまで進んでいくんですか、片峯市長としては。

最後にね、住民の福祉増進という第2次総合計画をつくった立場からいって、答弁があらうかと思うので、答弁を求めます。

○市長

立つタイミングを逸してしまって申しわけありません。

別の委員さんのほうからもお話がありました。今回の多くの意見をいただきましたが、そのほとんどは体育館を建てるとするならこういうところにももっと自分たちの施設として配慮してほしいという声が多数であったもので、建てかえそのものを否とするご意見は極めて少なかったというように、私は目を通してそのようにまず思っています。

建てかえを決断いたしましたのは、今、幾つか質問者も例に挙げられました、そのうちの例えば2つをとりましても、穂波の武道館、これももう老朽化著しいものでございますので、ここでおそらく耐震補強工事をして、もってあと何年かでございます。となると、あそこをそのまま使うためには建てかえしかありません。同様なことが颯田の体育館でも言えます。それを、今どうするのかということで、それをそのままの形で残していて、やがて建てかえなければならない時期が来たときに、第1体育館もそうです、それおそらく20年後に来るだろうと思います、手入れをしても。そのころの飯塚市に建てかえることができるだけの財政力があるのかということも想定をいたしました。今なら国の有利な起債で、先ほどの起債は、約45%を国が面倒見てくれます。そのような状況の中で、今、未来のために決断をし、将来に大きな負担を残さないようにすることも私どもの仕事だと思って、今回、移転建てかえということを決断した次第でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○川上委員

それ選択肢の1つだと先ほどから言ってるわけです。その選択を急ぎ過ぎているというのが、この半年間の私の指摘ですよ。新たに浮き彫りになった事実もある。

耐震診断を待つ。そして、その上で大規模改修で対応すれば幾らかかるのか、利便性はどうかを考えて、選択したものについて、あるいは良案あれば良案、市民に聞いていく、そういう期間を持つべきではないかということのをさっきから聞いてるわけですよ。余りに、もうとにかく移転建てかえありきだということになってるから、この質問の意味がわからないから、先ほどから部長にしろ、副市長にしろ、市長にしろ、この質問に答えられない。総合的だとか、全然総合的じゃないです。このことを指摘して、きょうの体育館問題についての質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○江口委員

財政見通しが示されました。財政見通しを見ると、かなり厳しいというのが現状であります。

その中で、このまま体育館を進めるのかどうかについては、しっかり考えなくてはならないと思っ
てます。この体育館の建てかえの計画、基本計画を見せていただきますと、インシャルコスト
については、建設費用に関しては記載があるんですが、ランニングコスト等の記載がございませ
ん。ランニングコストはどうなるのか。あわせて、やはり市長が心配されているように、将来、
財政が立ち行かなくなるようなことがあってはならないと同時に、今も財政をしっかり確保され
なくてはならないわけです。といったこと考えると、他の施設等の売却益及びスケジュールはど
うなっているのか。新しく施設を建てかえるわけです。そうすると当然のことながら使用料も変
わってくるんだと思いますが、その使用料の見込みはどうなっているのか、そのあたり、その3
点について、資料がありましたら資料を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
ランニングコスト、他の施設の売却益及びスケジュール、並びに使用料、この3点について。

○委員長

これ資料要求でいいと。暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 11:49

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

これについてはまだ作成はできておりませんので、できましたらご報告をさせていただきたい
と考えております。

○江口委員

私自身、鯉田を地元とする議員であって、新しい体育館が鯉田にできるのは非常にありがたい
ことではあるんですが、他方、飯塚市の議員であります、前提として。それが飯塚市全体の財政
が回らないと、それはもう本末転倒というふうな形になります。やはり、そういったランニング
コストがどうなるっていうことは当然のことながら大切なことですし、他の施設を売却するんで
しょう。それでどのぐらい入ってくるってやつを含めての財政計画です。やはり財政見直しこれ
だけ厳しい中で、片一方では昨日の新聞にも、音楽大学っていう報道等があっただけございま
した。これはありがたい話ではあるんだけど、片一方ではやはり財政負担も生じる話です。とい
ったことをきちんと進めるためにも、チェックはきちんとやっていかななくてはならないと思
いますので、できるだけ早く、どのぐらいかかるんだよと、でもこれこれこれこうだから回る
んだよというやつを出していただきたいと思っております。

○委員長

ほかに。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:51

再 開 12:50

委員会を再開いたします。

次に、筑豊ハイツに関して、「宿泊施設等整備事業者の募集」について、執行部の説明を求め
ます。

○都市施設整備推進室副室長

宿泊施設整備事業者の募集についてご説明いたします。

筑豊ハイツの再整備につきましては、さきの12月議会において飯塚市附属機関の設置に関
する条例の一部を改正する条例の議決をいただき、附属機関であります「飯塚市庄内温泉筑豊ハ
イツ再整備事業者選定委員会」を設置いたしました。

この選定委員会を1月23日に開催しまして、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業に伴う宿
泊施設等整備事業者募集要領等についてご審議いただき、1月26日、金曜日から2月28日、

水曜日まで公募型プロポーザル方式により再整備事業者を募集しているところでございます。

筑豊ハイツ資料1をお願いいたします。飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画でございませう。本計画は、筑豊ハイツに代わり整備します新たな施設の内容について計画したものでございませう。

1 ページをお願いませう。1の「はじめに」におきましては、筑豊ハイツの設置から、本計画策定に至った経緯を記載してございませう。

2 ページをお願いませう。2の「筑豊ハイツの現状」におきましては、現筑豊ハイツの施設概要と決算状況を記載してございませう。現筑豊ハイツでは、客室のほか、レストラン、温泉浴場、宴会場、会議室、多目的ホールといった多様な施設がございませう。温泉については16.5℃程度の泉温となっておりまして、利用にあたってはボイラーでの加温が必要となっておりませう。また、決算状況におきましては、老朽化とともに、年々、経常収益も減ってきている状況でございませう。

3の「筑豊ハイツがかかえる問題点」としましては、施設の老朽化と耐震性の問題、3ページに移りまして、バリアフリーや利用者ニーズへの対応、立地上の問題点を取り上げてございませう。

4の「筑豊ハイツを取り巻く環境」につきましては、筑豊ハイツの強みとして、「毎年、世界最高峰の大会である飯塚国際車いすテニス大会が開催されていること」、「東京パラリンピックにおける南アフリカ共和国車いすテニスチームの事前キャンプ地に内定していること」、「車いすテニスのナショナルチームの強化拠点施設に指定されていること」、「周辺にスポーツ施設が集積していること」を取り上げてございませう。

5の「再整備にあたっての基本理念」では、筑豊ハイツの現状や取り巻く環境を踏まえまして、新施設につきましては、「車いすテニス大会運営の支援機能を有する施設」、「障がい者にやさしいバリアフリーに配慮した施設」、「多くの人が集うコミュニティ機能を有する施設」、「隣接する県営筑豊緑地の利用者にも利用しやすく、スポーツ合宿等にも対応が可能な施設」とすることとしてございませう。

4ページをお願いませう。6の「基本方針」におきましては、整備する新施設を「宿泊施設等」と定め、施設内に公共スペースとして多目的ホールを設置することとしてございませう。事業期間については、30年間は継続すること、計画用地については、筑豊緑地エントランス駐車場敷地とすること、整備方法については、民間活力により整備すること、また、多目的ホールについては、完成後に市が購入することとしてございませう。新施設の規模については、整備事業者の提案によるものとしますが、多目的ホールについては300平方メートル程度と定めてございませう。現施設の利活用については行わず、新施設が完成後に廃止、解体とすることとしてございませう。

7の「再整備計画」では、整備する宿泊施設等、多目的ホール、テニスコート、現施設跡地の4つについて整備計画を掲げてございませう。(1)の宿泊施設等につきましては、整備、運営にあたっての内容や条件、市からの補助金交付などについて記載してございませう。主な条件としましては、「スポーツ合宿等にも対応ができること」、「飲食施設・温泉施設の一体整備を推奨すること」、「外観については筑豊緑地と調和したデザインとすること」、「同敷地内に専用駐車場を設けること」、「車いす利用者用客室を10室以上設けること」、「宿泊施設等整備に対して市が補助金等の奨励措置を設けること」を定めてございませう。

5ページをお願いませう。(2)の市が購入します多目的ホールにつきましては、多種多様な用途で使用できるよう分割可能なホールとすることとし、管理運営は宿泊施設を整備する事業者へ委ねることとしてございませう。

(3)のテニスコート、これは筑豊ハイツの附属施設でございませうが、屋内4面、屋外3面、合計7面ありまして、こちらのほうも事業者へ管理運営をお願いすることとしてございませう。

(4)の現施設跡地につきましては、建物解体後、駐車場用地として整備することを考えてございませうが、具体的な活用策は今後検討していくこととしてございませう。

8の「宿泊施設等整備事業者の選定方法」としましては、公募型プロポーザルにて実施するこ

と、9の「整備目標年次」は2020年3月までの竣工を目指すこととしております。

また、別紙として、計画用地の場所を示す位置図を添付しております。

続きまして、筑豊ハイツ資料2をお願いいたします。飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業に伴う宿泊施設等整備事業者募集要領でございます。

1ページをお願いします。1の「事業の目的」では、現筑豊ハイツの経緯と現状を踏まえ、新たな施設を整備・運営する事業者を公募型プロポーザルにて募集する旨の記載をしております。

2の「事業概要」につきましては、事業名を「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業」とし、事業内容としては「宿泊施設等の整備」を掲げております。

2ページをお願いします。(3)事業用地の概要につきましては、記載のとおりでございますが、場所は現在の筑豊緑地のエントランス駐車場を示しております。後ろから5枚目、6枚目に別紙1、2として位置図と航空図を添付しております。面積としましては約1,800平方メートルで、飯塚市の所有となっております。接続道路については、市道に面しており、都市計画上の用途地域は無指定、建ぺい率60%、容積率200%となっております。ほかに交通アクセス、周辺施設について記載をしております。

3ページをお願いします。(4)事業スケジュールにつきましては、大まかなところで、募集から宿泊施設の開業までのスケジュールを記載しております。3月下旬に整備事業者が決定しましたら、早急に協議を行い、基本協定と事業用定期借地権設定の仮契約を行いたいと考えております。この事業用定期借地権設定の仮契約につきましては、直近の市議会の議決を得まして本契約となるようにしております。その後、設計と建設工事に概ね2年程度を要することになるかと考えており、宿泊施設等の開業は2020年4月頃と考えております。

3「事業者選定の概要」についてでございます。実施者につきましては飯塚市、選定方法については公募型プロポーザル方式で実施することを記載しております。また、募集及び選定スケジュールについては、1月26日、金曜日に公告を行いまして、参加表明書の受付を1月26日、金曜日から2月16日、金曜日まで、企画提案書等の受付を2月19日、月曜日から2月28日、水曜日までとし、その後、一次審査、プレゼンテーション対象者通知、二次審査、審査結果通知としております。また、スケジュールの下に※印で記載しておりますが、希望者には随時、現地説明を行うこととしております。

4ページをお願いします。4の「参加資格」につきましては、応募者の参加資格について、基本的な要件を記載しております。また、4ページ下から5行目、(2)の「その他」では、共同事業者による応募の場合の取り決めについて記載しております。

5ページをお願いいたします。5「事業条件等」では、民間事業者が整備する宿泊施設等について、条件設定をしております。基本条件としまして、②では「筑豊緑地公園内であることを考慮したデザインの外観、外構とすること」、③では「宿泊施設等の開業は基本協定締結から概ね2年以内とすること」、④では「車いす利用者用客室を10室以上整備すること、その追加費用は市が補助すること」、⑤では「宿泊料を含め、スポーツ合宿にも利用できるようにすること」、⑥では「公共スペースとして300平方メートル程度の多目的ホールを設けること、そのホールは市が購入すること」、⑦では「多目的ホール及び筑豊ハイツのテニスコートについて管理運営を委ねること」、⑧では「同敷地内に専用駐車場を設けること」、⑨では「地域住民・団体との良好な信頼関係や周辺の住環境への配慮」、⑩では「電波障害対策をしっかりとすること」、⑪では「開発・施設配置にあたって発生する音や臭い、排水等に配慮すること」、⑫では「原則として30年間は事業を継続すること」を掲げております。

また、5ページの下から6行目、(2)推奨事項としまして、①では「飲食施設と温泉施設の整備」、②では「高低差対策として、宿泊施設から筑豊緑地プール施設側道路へ通じる連絡通路を設けること」、③④では「建設や営業の際には市内業者の採用に努めること」、⑤では「現筑豊ハイツに従事する者の雇用に配慮すること」を掲げております。

次に、6ページ中段より少し上になりますが、(3)事業用地の使用条件等についてでございます。①では「事業にあたっては事業用定期借地権設定契約を締結すること、その費用は事業者の負担とすること、貸借の開始日は福岡県との貸借契約を解除し事業者に引き渡す日とすること」としております。②では「貸借期間は原則30年とし、更新可能とすること」、③では「貸付料は10年間無償とすること」、④では「貸借期間は提案した事業内容の利用に限ること」、⑤では「事業用定期借地権設定権の第3者への譲渡、転貸、担保権設定の禁止」、⑥では「建築物及び事業の譲渡等を行う場合は市の承諾を要すること」、⑦では「事業者が不適格であると認められる事情が発生した場合、市は資格取消しや、事業用定期借地権設定契約の解除をすることができること」、⑧では「風俗営業や、いわゆるラブホテル等の設置・営業はできないこと」、⑨では「事業用地は現状有姿で貸付けること」、⑩では「貸借期間終了後は、建築物等を撤去して市に返還すること」、⑪では「開発、建設に関する手続き等は事業者が行うこと」を掲げております。

次に7ページ上から5行目、(4)車いすテニス関連の取組みへの協力・支援についてでございます。筑豊ハイツでは、飯塚国際車いすテニス大会の開催や、2020東京パラリンピックにおける南アフリカ共和国の車いすテニス選手団の事前キャンプ、また車いすテニス日本ナショナルチームの強化合宿などが行われており、非常に車いすテニスと関係が深いことから、こうした取組みに対して協力することを条件としております。

7ページ中段、(5)市の奨励措置につきましては、整備事業者に対して、いくつかの補助金のメニューを設けていることを記載しております。別紙3をお願いいたします。こちらが補助金の概要となりますが、それぞれの交付要件等に該当すれば、市から補助金を交付することとしております。補助金につきましては、「飯塚市宿泊施設等整備事業補助金」としまして、「宿泊施設等整備補助金」、「不動産取得補助金」、「雇用促進補助金」、「バリアフリー対応補助金」としまして、4項目の補助金を交付することとしております。当該補助金は予算措置が必要なことから、市議会の議決を得た後、補助金の交付を行うこととしております。

6「参加制限」についてでございます。ここでは、公平性を期すため、選定委員に関係する方がおられる事業者の参加はできないこととしております。

7「失格要件」につきましては、「プロポーザルに関して不正な接触や要求をした場合」や「公平性に影響を与える行為があった場合」、また「本募集要領の規定に違反している場合」等については、失格とする旨を記載しております。

8ページをお願いします。8「費用負担」につきましては、プロポーザル参加にかかる費用は、全て参加者の負担としております。

9「事務局」につきましては、記載のとおりでございます。

10「参加手続き」につきましては、3「事業者選定の概要」の募集および選定スケジュールに沿って、要領を記載しております。

11ページをお願いします。11「審査方法」についてでございます。(1)の「一次審査」につきましては、3月上旬に実施予定としておりますが、提出された参加表明書等および企画提案書等について採点を行い、応募が多ければ採点結果に基づき5者を選定することとしております。

(2)の「プレゼンテーション対象者の通知」につきましては、二次審査の対象となった、ならなかったにかかわらず、全提案者に対して、3月中旬までにその結果を電子メールおよび文書で通知することとしております。

(3)の「二次審査の実施」につきましては、提案者からのプレゼンテーションを受けて一次審査の採点結果と合わせて総合的に評価を行い、最優秀者1者、優秀者1者を選定することとしております。

実施日については3月下旬を予定しておりますが、具体的な日時、場所等は未定でありまして、

プレゼンテーション対象者への通知の中で、お知らせすることとしております。

12ページ上から5行目、(4)の「二次審査結果の通知」につきましては、プレゼンテーションの実施から10日以内に市のホームページで公表するとともに、最優秀者および優秀者には電子メールおよび文書でも通知することとしております。

(5)の「整備事業者選定報告書」につきましては、プロポーザル終了後、選定に関する報告書を作成し、市のホームページで公表することとしております。

(6)の「審査項目および配点割合等」につきましては、一次審査と二次審査とに分けて掲載しております。それぞれ、審査項目、審査内容、配点について記載をしております。一次審査につきましては、審査項目をA. 企業規模・経営状況、B. 宿泊事業者の実績、C. 経営理念・運営方針の3つに分けて評価することとしております。

13ページをお願いします。二次審査につきましては、審査項目を6項目に分けております。まず、Aの「事業コンセプト」につきましては、再整備事業計画の基本理念にあったコンセプトが提案されているか、実効性が高く、明確な事業コンセプトが提案されているかを審査しまして、Bの「施設整備」につきましては、外観等、施設配置・機能、推奨附属施設・設備の3つに分け、それぞれ審査内容に記載しております視点から評価することとしております。Cの「地域貢献」につきましては、車いすテニスの取り組みに対する協力や、市内業者の活用、現筑豊ハイツに従事する者の雇用などの視点から評価し、Dの「事業収支計画」につきましては、損益計算や資金計画が適切となっているかという視点、Eの「事業スケジュール」につきましては、実現性の高いスケジュールとなっているかどうかという視点、最後に、Fの「事業展望・将来性」につきましては、長期的な視点から、現実的な提案がされているかどうかについて評価することとしております。

14ページをお願いします。12「契約の締結」についてでございます。最優秀者として選定された事業者と市との間で、基本協定及び事業用定期借地権設定契約を締結することとなりますので、その内容について記載しております。

13の「参考資料」では、現筑豊ハイツの収支及び利用状況について、参考資料の1、2、3を添付しております。

最後に、14「その他」についてでございます。ここでは、主に注意事項を記載しておりますが、(12)において、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定することとしております。

前回の本委員会において、永末委員からご質問のありました多目的ホール等のランニングコストでございますが、複合ビルに入居しておりますアフレール1階の健幸プラザ、あいタウン2階の市民交流プラザを参考にしまして、人件費、光熱水費等の管理運営費、委託の部分になりますが、それと施設の共益費的なものになりますが、管理費負担金を合わせまして、年間で930万円程度と試算しております。

事業者との協議につきましては、12月下旬に新たに興味をいただいた1社に筑豊ハイツの再整備についてご説明させていただきました。

本プロポーザルによる公募につきましては、ホームページに掲載後、継続的に協議しております2社及び先ほどの1社並びにこれまで協議させていただきました事業者にお声掛けさせていただきました。また、建設関係の新聞4社が公募に関する記事を掲載していただいておりますが、今まで協議を持ったところではありませんが、募集についての問い合わせが1社ございました。

先ほど申し上げましたとおり、参加表明書の提出期限が2月16日となっておりますことから、現在、参加表明していただくことを待っている状況でございます。

以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツについての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑

ありませんか。

○川上委員

この筑豊ハイツの件については、福岡県営の筑豊緑地の中に位置するということになりますけれども、現在、この筑豊緑地は九電工とカホスイミング、九州林産グループ、3者による指定管理の状態になっていると思うんですね。

それで、本市がこういう取り組みをするんだけれども、福岡県としての位置づけもあろうかと思えます。それで、駐車場敷の返還のこともありますけれども、今回の構想について、福岡県とどういった話し合いをしたのか、その内容についてお尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

福岡県との協議につきましては、このエントランス駐車場の使用を協力しますということで回答をいただきました。整備する建物については、本再整備の募集要領にも記載しておりますけれども、筑豊緑地と外観が合うといいますか、調和する施設になるようにということなどがございまして、募集要領にもその旨記載させていただいております。また、建設に関する関係者との協議を市が責任をもって対応することと、あと駐車場がなくなる形になりますので、この代替駐車場の整備を求められております。

○川上委員

今、3つおっしゃったんですね。それで、それはいつのことで、相手方はどこですか。

○都市施設整備推進室副室長

今の件につきましては、市のほうで要望をさせていただいたと、県のほうから回答書という形でいただいております。12月28日付の文書をいただいております。発信者は県知事で、受信者は、あて先は飯塚市長宛てとなっております。なお、協議した部署につきましては、福岡県建築都市部公園街路課でございます。

○川上委員

そうすると、飯塚市から協議書というのを県知事あてに送ったわけですか。

○都市施設整備推進室副室長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

それはいつですか。

○都市施設整備推進室副室長

平成29年12月8日でございます。提出につきましては、飯塚県土整備事務所のほうに提出しまして、そちらを通じて本庁のほうに市からの要望書を送達されております。

○川上委員

12月28日付の知事発の文書ということですけど、それを受け取ったのはいつになるんですか。

○都市施設整備推進室副室長

年が明けまして、1月4日に受領しております。

○川上委員

景観と業者との調整、それから駐車場の整備は飯塚市でやってくれということなんだけど、景観については、今度の募集要項の中に、今言われた程度でしようけど、反映したと言われました。業者との調整の関係はどういうことになるんですか。

○都市施設整備推進室副室長

県のほうからの文書は、業者というのではなくて、建設に関する関係者との協議ということであります。これにつきましては、先ほど募集要領の中でも記載しておりましたが、「5. 事業条件等」の9番目でございます「施設整備及び運営に当たって、地域住民や団体との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること」というところで記載

させていただきます。

○川上委員

3番目の、駐車場を飯塚市が整備しなければならないというのは、協議書を先に送っているわけですから、飯塚市が駐車場の整備は、今ある駐車場をなくすわけですから、新たな駐車場が必要になるのは当たり前なんだけど、それは基本的には県の公園のための駐車場なんですよ。それを、協議の過程で、協議書の中で飯塚市がつくりましょうというふうに言ったのか、言ってないけど、福岡県が駐車場は飯塚市がつくってくれと、県営公園のためにというふうになったのか、どちらですか。

○都市施設整備推進室副室長

市が要望書を提出するに当たりまして、市のほうから整備しますというようなことを発してはございません。ただ、今、委員おっしゃられましたように、県のほうとしては駐車場がなくなるということで、それについての整備を求めますということで、整備についての回答が出てきたものでございます。

○川上委員

もともと今度、駐車場に施設をつくりたいというのは、業者と飯塚市が話しあって決めたことなんでしょうけど、もともと市の土地ですよ。それで、そういう話になっていったんでしょうけど、その駐車場を整備したのは誰なんですかね。今の駐車場、もともとの。

○都市施設整備推進室副室長

現在のエントランス駐車場を整備したのは、福岡県でございます。それは、土地は飯塚市の所有にはなっておりますが、全体、そのエントランス駐車場も含めまして、都市計画決定をされている公園敷でもございますので、公園敷の一つの施設といいますか、場所として駐車場を福岡県が整備しております。

○川上委員

福岡県のウエルネスパーク、国の基本構想の中でつくられたものだし、それから筑豊ハイツも国の基本方針の中で労働省がつくっていったんだけど、そういう事情があって、飯塚市が受け取っています。それで、この間協議をしてきたことではあると思うんだけど、この筑豊ハイツ再整備に当たって、福岡県に今話があった以外に、福岡県としての位置づけの中で、この筑豊ハイツ再整備、検討できないのかと、あるいは支援をできないのかという紙のやりとりでない協議というのはなかったんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

以前の委員会でもご説明させていただきましたが、4月の段階で福岡県と、まだこのエントランス駐車場とか具体的な場所が決まる前の段階で相談に行かせていただいた中では、福岡県としては、筑豊緑地についての整備は終わっておりますということで、新たな施設整備というのはありませんけれども、飯塚市が筑豊ハイツ再整備に当たってご提案いただければ、県のほうとしても協議をしますというような回答をいただいているという前段がございまして、県のほうに、筑豊ハイツを整備してくださいというようなお話はしておりません。

○川上委員

県議会に対しては、何か陳情とかしていないんですか。

○都市施設整備推進室副室長

陳情というようなことはしておりません。それとは別でございまして、本委員会で、エントランス駐車場の協議ができるようになりましたというご説明をさせていただいた以降に、県議会議員にその旨のご説明はさせていただきました。

○川上委員

今、県営のウエルネスパークの位置づけの中で話しましたが、だから福岡県というふうに言ったんですけど、この県央の構想ということもありますし、筑豊緑地というわけですけども、

この中にも近隣都市から車で何分というのが書いていますが、田川圏域、それから直方圏域、それぞれ定住自立圏構想とかも検討している、田川は進んでいるわけですが、中で、この筑豊緑地及び筑豊ハイツの再整備について、近隣都市どうしの協議というのは何かされていますか。

○都市施設整備推進室副室長

筑豊というエリアでいきますと、田川地区、直鞍地区のほうになりますが、そちらのほうとの話をしたことはございません。なお、嘉麻、桂川につきましては、テニスを生かしてのまちづくりについてのお話をさせていただいております。

○川上委員

三郡山の中腹にあるサンビレッジ茜、あれは、1市4町合併以前から筑穂町が工夫して誘致したものだと思うんだけど、位置づけとしては筑穂町の住民だけが楽しむようなレクリエーション施設ではないわけですよ。あるいは学習体験施設でもないわけですよ。福岡県全体の中における位置づけがあって整備されているんだけど、それを今、飯塚市は一手に引き受けて運営しているんだけど、この筑豊緑地にある、ウェルネスパーク構想の中にも位置づけられるほどのこの整備については、福岡県と、あるいは近隣都市に対しても、自治体に対しても、支援協議をしてしかるべきだと思うんですよ。副市長、どう思われますか。

○副市長

直鞍地区、田川地区につきましては何も行動を起こしておりませんが、県については先ほど言いましたように、いろいろな駐車場の問題、そういうことでの県議会議員の方にもご相談しておりますし、今後、駐車場をこちらでつくれというような、向こうからの協議書の中にも書いてありますけど、その分についても、市の実情も話しながらご支援を賜りたいというような要望はしてまいりたいと考えております。

○川上委員

駐車場の整備については、どの位置にどれくらいのお金がかかるかというのは検討していますか。

○都市施設整備推進室副室長

場所につきましては、資料、地図のほうをお願いいたします。エントランス駐車場の裏手、田川側、主にサッカーに使われております競技場、その間にある広場で整備と言われております。なお、駐車台数につきましては、現状の駐車台数程度ということで、私どものほうで数えたところ、約70台になります。

現在、現地に赴きまして、広場の地盤等を調べさせていただいております、金額については現在算定を行っている最中ですので、申しわけございません、現在のところではまだ数字、金額のお答えができない状況です。

○川上委員

金額はわからないけれども、それについては福岡県のほうで何とかしてもらえないかという相談をしたいという、副市長の答弁だったんだけど、仕様書というか、募集をかけているんですけど、多目的ホール、多目的施設については、適正価格で市が購入するということになっていきますけど、適正価格というのはそのときになってみないとわからないということではなくて、これくらいの見通しというのがあるはずなんで、それは幾らか聞きます。

○都市施設整備推進室副室長

以前、本委員会に提出させていただいております。多目的施設を単体で建設した場合、約1億5千万円程度かかると。これにつきましては、多目的施設を単体で建てるということで、ホールだけではない、トイレであったり廊下であったりというような部分がございます。今回でいきますと、適正価格というかどうかはわかりませんが、面積的なものから按分して、1億円程度になるのではないかとというふうに考えておりますが、これにつきましては施設を整備します建設事業者さんがどういった形で整備されるかによって、かなりずれが生じるのではないかと

ふうと考えております。

○川上委員

そうすると、当選者が、飯塚市が買うことを前提につくってよいということになるんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

はい、買うことを前提でご提案をいただくということで募集をしているところでございます。

○川上委員

値段が一番低いとか高いとか関係なく、総合評価でここがいいでしょうっていうところを当選事業者にするんでしょうけど。ということは、多目的ホール施設は幾らまでですよと、飯塚市が買うのは。そういう上限はないということになりますかね。

○都市施設整備推進室副室長

上限設定というものはございません。ただ、民間のほうでいわゆる宿泊施設部分含めての整備でございますので、多目的ホールだけが極端に高いとかいうことではなく、全体の金額から按分をさせていただいて、市が購入する金額にしたいというところで考えております。

○川上委員

上限はないということがわかりました。そういうことですね。違いますか。

○都市施設整備推進室副室長

上限の設定は設けておりません。

○川上委員

もう既に議決したことではあるんだけど、麻生の関連会社が、条例では該当しないということで議会議決によったんだけど、無償貸与をやった後は買い取りますよというふうにしていたのを、あなた方はまともな理由もないまま、さらに5年間、無償貸与を続けるというふうにしたわけですよ。私は、麻生の会社については非常にみみっちい話だと言いました。

さきの駐車場のことと言い、公共団体に対しては無償貸与をしているわけじゃないですか、条例によって。構わんわけですから。そういう無償貸与を何十年も飯塚市がしているのであれば、福岡県がそれに見合った、法的に当然だというふうにだけ言わないで、飯塚市としてこれだけのことをしているのではないかっていうことで交渉していく道筋は大きいと思うんですよ。そもそも、私は福岡県が国の支援を受けて、ウエルネスパーク構想の中でやってしかるべきことでもあろうと思うので、そこのところは一度考えてみてもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松延委員

一点だけお尋ねをさせていただきます。ハイツの再整備事業計画、県が二百数十億円も投資してすばらしい緑地になりまして、利用客が多いと。それとまた、飯塚国際車いすテニス大会がS Sへ昇格したことによって、飯塚市のイメージを上げておるということで初めに書いてあります。

それで、4ページの再整備計画の宿泊施設等についてでございますが、宿泊施設については当然、整備事業者の提案によるものと言いながらも、2番目、宿泊施設と合わせて飲食施設及び温泉施設の整備を推奨するというふうに書いてございます。この後の2行ですか、温泉利活用を行う場合、事業用地までの温泉引き込みに要する費用は市の負担とするというふうになっております。当然、これは温泉施設としてだからこそ業者も多いと思っていますし、地図には温泉マップも載っております。だから、これはぜひ宿泊施設の場合の温泉の利活用を行う場合じゃなくして、ぜひ行っていただきたい。そのために市のほうからこの宿泊施設を、機能を十分果たしていただくようお願いしたいと思います。

それと、ひとつお願いということになりますけれども、要するにここは冷鉱泉なんですよ。だから25度以下ということはもう皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、これには相当、

ボイラーいろいろ、施設費かかっております。この場所に今度新しい場所になると、今の源泉から相当スパンが長くなります。ということになれば、福智町にあります日王の湯も一応温泉が出ていますね。だから、新たにボーリングをしたほうが、私は、せっかくそこまで宿泊施設ということで、温泉施設をやろうとすれば、そこまでしていただいたほうがいいかなと思って、先ほど申しましたお願いということで、ちょっと手を挙げさせていただきましたけども。ここら辺のところは、市としてはどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

実際に内部で検討はいたしました。ただ、温泉、いわゆるお湯が出るという保証的なものもございませんし、実際に掘るということになると、かなりの金額を投資しなければいけないということもあって、現在、募集要領にも提示させていただいております、現在の源泉を利用するの延長ということで整理をさせていただいているところでございます。

○松延委員

そこら辺のところは十分わかります。源泉とのレベル、高低差もあることですし、あそこに施設をまた設けて、スパンを長くしてその維持管理等も多分かかると思いますので、ちょっとそこら辺のところは、せっかくボーリングの、今おっしゃったように、1千メートル掘ったら大体お湯は出る、七、八百メートルくらいで。ちょっとそこら辺のところを、当初の投資によって、ちょっと高くなる、ボーリング、単独で掘れば。わかっていますけども、ちょっとそこら辺のところを検討していただくようお願いして、終わります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○坂平委員

先ほどからいろいろな質問が出ていますけどね、今回、公募型、1つの段階の方法しか考えていないわけでしょう。これ、開業が30年の4月かな、開業するのが。32年か、ごめんなさい。それで、2年間しかないわけよね。今の現在から言うと、26カ月しかないわけですよ。これ3月でしょう、期限が。選定が決まるのが。それから設計でしょう。そして、着手してやるわけですよ。どのくらいの規模かはわかりませんが、通常的にあなた方が公共事業でやるときに、その期間で間に合うんですか。万が一にも公募がない、今、公募条件とかいろいろこう、いろいろあなた方が考えて、参加資格とかいろいろ考えていますよね。これ、1つの方法しか考えていないわけでしょう、今。そのあたりはほかの方法も考えてあるんですか。お尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

まず期間についてでございますが、期間についてでございますと、行政で行う場合には、予算の計上の関係や業者の選定等の期間もでございます。この、委員の言われました26カ月では困難かと思っております。ただし、今回、民間での整備をお願いしている部分におきましては、民間事業者さんのヒアリングといたしますか、協議の中で、概ねでございますけれども、設計に8カ月から9カ月、建設工事に15カ月程度ということで、23から24カ月ぐらいでというようなお話がございましたので、それでもギリギリのスケジュールになりますけれども、その方法であればできるということを見込みまして、今回こういった形で募集をさせていただいているところでございます。

○委員長

もう一つの、期間にも応募がない場合の形を。

○都市施設整備推進室副室長

先ほどご説明させていただきましたとおり、公共でやるということになれば困難であるというふうに思っております、応募がなかった場合のということになりますと、実際に施設整備が困難なことになりますので、まず事前キャンプにつきましては、選手に幾らかの負担を強いることにはなりますが、現在、飯塚国際車いすテニス大会で行っております筑豊ハイツ、それから現在の

民間ホテルを活用していただいているキャンプをしていただくというようなことになってくると考えております。

○坂平委員

そういうあなたの、行政の考えであるならば、つくらなければいいではないですか。間に合わないときはそういうふうな手法しか考えていませんというような答弁は、少しおかしいのではないですか。だから、これは1つの方法しか、今あなた方は考えていないわけよ。だから、1つの方法だけではなくて複数の方法を、これだけの時間が経過しているわけやから、いろんな施策をやはり考えて、どの施策が一番いいかということを考えて、やるのが行政じゃないですか。今、1つの方法だけをあなた方は考えて、報告されているわけよ。万が一間に合わない、公募がない場合には、宿舎はいろいろな多岐にわたって利用をされるところでしてもらおうというような考え方の答弁は、今の答弁はやりかえたほうがいいのではないですか。私がお尋ねしているのは、この方法が、万が一にももう長期にわたっていろいろなところの、やっていただけませんかというご相談はもう何年も前からやっているわけでしょうが。そして、もう26カ月余になってやっとうごう、1つの方法だけが出てきた。だから、そのほかにもっと考える方法があるのではないですか。この方法は第1番目でやりますと。これがダメなときには、最終リミットはあと2カ月間ずらしてでも間に合う最終リミットで、この方法とこの方法くらいまで考えておりますとかいうぐらいの、やっぱり答弁がほしいですね。だから、その間にも、公募を実施する間にも別の方法も少し考えたほうがいいのではないですか。老婆心ながら、それは行政側が考えるべきだと思います。だから、1つの方法しか今考えていないわけよ。それができない場合は、現状維持でやりますよということの答弁だからね、それは少しちょっと、あなた方がもう少し努力をするべきだと思いますよ。そこだけ注意しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑もないようでございますので、次に、地方卸売市場に関して、昨年11月30日の本委員会開催以降の協議状況について、執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

飯塚市地方卸売市場に関しましてご報告いたします。

飯塚魚市場につきまして、本年1月28日、30日の新聞報道でありましたように、飯塚魚市場の運営会社である福岡県魚市場株式会社の方針として、平成31年3月をめどに退場する方向で検討されており、1月27日に、買受人で構成する飯塚水産物商業協同組合の組合員に対する説明会が開催されました。まず、この説明会の開催までの経緯につきましてご説明いたします。

昨年、平成29年10月12日の第1回新卸売市場等整備方針検討会議において、水産物商業協同組合の理事長より、「9月26日に、飯塚魚市場の運営会社である福岡県魚市場株式会社から、売上の低迷や施設老朽化等を総合的に判断し、飯塚魚市場より退場する方向で検討中であり、水産物商業協同組合の役員に説明及び協議したい旨の申入れがあった」との報告がありました。

水産物商業協同組合では、10月7日に臨時総会を開催し、組合役員から、福岡県魚市場株式会社が飯塚市場から退場の方向で検討していることを組合員に報告されております。

その中で、組合員の皆さんから、福岡県魚市場株式会社による説明会開催の要請がなされ、今回の説明会が開催されたものでございます。

本市としましては、10月18日に副市長と担当部課長が福岡市の本社に赴きまして、社長以下役員の方とお会いして、状況確認並びに慰留に努めました。

また、10月31日に福岡県魚市場株式会社の社長以下役員の方が来庁され、副市長及び担当部課長にて対応いたしました。福岡県魚市場株式会社からは、飯塚市場からの退場の意向は変わりなく、水産物商業協同組合の組合員に対して説明会を開催するとのことでありました。

年が明けまして、1月11日に福岡県魚市場株式会社の社長以下役員の方が来庁され、市長及び担当部課長にて対応いたしました。福岡県魚市場株式会社からの説明は従前のおりであり、市としましては、取り扱い金額の減少等厳しい状況であることは理解するものの、引続き慰留のお願いをしております。

このような経緯でありますことから、市としましては説明会に参加せず、後日、水産物商業協同組合、福岡県魚市場株式会社の双方から報告を受け、協議することとしていたものでございます。

説明会におきまして、福岡県魚市場株式会社としましては、飯塚魚市場の退場後については、福智町にあります筑豊魚市場の利用を組合員へ要請されましたが、組合員からは、飯塚魚市場の退場には反対であるとの意見が出されたとの新聞記事が掲載されております。

市としましては、1月30日に、水産物商業協同組合、福岡県魚市場株式会社の双方に説明会の内容について確認をさせていただきました。水産物商業協同組合、福岡県魚市場株式会社ともに引き続き協議を行っていきたい。については、市を含めた3者での協議の申し入れがありましたので、現在、3者協議の開催に向けて調整を行っているところでございます。今後の協議状況を踏まえまして、この対応について検討してまいりたいと考えております。

卸売市場の水産物部の移転につきましては、福岡県魚市場株式会社が水産物商業協同組合に説明会を開催するという事で、その説明会の開催状況を待って協議をすることとし、残る市場関係者とは3市場移転が前提であることで協議させていただきました。協議の中では、福岡県魚市場株式会社が退場する場合についても協議がなされ、3市場移転が前提ではありますが、仮に水産物部がなくなって2市場となっても移転することで合意しております。

新卸売市場等整備方針検討会議につきましては、12月以降開催しておりませんが、2月15日に開催することとしております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場についての説明を終わります。

○委員長

ただいま説明が終わりましたが、今の説明を含め、地方卸売市場に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

確認です。魚市場が赤池のほうに行くというような記事は新聞で拝読しておりますけれど、今の担当者の説明によりますと、魚市場が赤池に統合されても、花と青果は、それだけでも移転するという方針だということですね。確認します。

○都市施設整備推進室副室長

はい、委員おっしゃるとおり、青果と花き、2市場でも移転するというところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すいません、今の口頭だけで説明があっても非常にわかりづらいんですね。それと、あと説明の中で資料等々が県魚（福岡県魚市場株式会社）のほうからお示しされたのではないかと思います。あわせて、そういった部分の資料をぜひ出していただきたいと思うんですが、何かございませんか。

○農林振興課長

まず、今2点ほどご質問いただきましたけれども、県魚のほうから、会社のほうからの資料ということですが、まだ口頭だけで申し出があつてのことですので、県魚からの資料ございませんけれども、これまでの退場までに関連する経緯としましては、一応手元には経緯表をつくっておりますので、これですらなければ確認の上、お出ししようと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:58

再 開 13:58

委員会を再開いたします。

江口委員、これ文書で正式に出ていないんですよ。一応口頭ということでもよろしいでしょうか。そういう形の文書で。まとめます。資料要求だけ今からいくと思います。そういう気持ちで受け取ってくださいということです。（「県魚からの資料はないんですよ。まとめた分だけしかない」と発言するものあり）そういうことです。

執行部にお尋ねいたします。江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○農林振興課長

はい、経緯についてまとめたものがございますので、これにつきましては提出をさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員からの要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと聞き漏らしました。魚がなくても移転するということですが、移転場所はたしか庄内工業団地のグラウンドを考えているということでしたけど、もうそこですね。規模が小さくなるような気はしますが、場所的にはそこですね。

それと、スケジュールが示されておりましたですね。8月7日提出のスケジュール表がありましたけれども、スケジュール的に変更が出てきますか。もう一度確認しますが、8月7日のスケジュールがありますけど、これを追いかけて問題があるかないか、確認させてください。

○都市施設整備推進室副室長

スケジュールは変更がないよう、平成33年4月開場に向けて進めているところでございます。場所につきましては、庄内工業団地グラウンド。3市場移転であっても、2市場移転であっても庄内工業団地グラウンドということでさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

あと、財政見通しの中で、繰出金のところで一部、この市場の移転については費用計上されているようですが、具体的にどの程度の財政支出と考えているのかお聞かせください。

○財政課長

昨年の8月7日に提出されました本委員会の資料の概算経費で試算いたしまして、その中では、交付金を除く経費といたしましては31億8800万円というふうになっておりますが、概ねその数字に近い数字で財政見通しはしております、その2分の1ということになりますので、繰出基準からいきますと元利償還の2分の1ということになりますから、約15億7千万円というふうに試算しているところでございます。

○江口委員

あとあわせて、魚が移転しなくても花と青果は移転するというお話でございます。そうするとまた費用が変わってくるかと思うんですが、必要面積並びに費用についてはどのぐらい変動があるのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

面積的なものにつきましては、仮ですけれども、市場の基本構想の答申書を、検討委員会でご

提示いただいた中では、全体で1万3460平方メートル、水産物部の面積としては1460平方メートルということで、約1割になっております。ただし、基本構想の答申書のレイアウトというのも仮で、実際には今後詰めていくということにしておりますので、協議をするベースとしては、今言いましたような面積になりますけれど、ここから実際に設計に当たりましては、市場関係者と協議をしていって面積を確定したいと思っておりますので、水産物部の分としては、約1割ぐらいというようなどころでご理解をお願いしたいと思います。申しわけございません、全体の金額につきましても、金額は先ほどの約32億円でございますけれども、単純に平方メートル単価というわけでもございませんので、試算のほうはできておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

10月12日の検討会議で関係の委員から、9月26日にこういう申し出がっておりますとこのが出されたということなんですけど、本市が正式にこの情報を把握したのはいつですか。

○都市施設整備推進室副室長

先ほど卸売市場に関しましてご報告を差し上げておりますけれども、市が知りましたのは、10月12日の新卸売市場等整備方針検討会議で知りました。その会議の中で、水産物部商業協同組合の理事長が、9月26日に福岡県魚市場の役員から申し出があったという発言をされて、知ったということでございます。

○川上委員

この間、9月26日から10月12日まで2週間あるんだけど、ほぼね。その間は、飯塚市は何も知らなかったんですかね。

○農林振興課長

9月26日の福岡県魚市場が水産商業組合さんに退場の意向を表明されたことの後に、10月7日に臨時総会がっておりますけれども、その臨時総会の少し前くらいに、ほかの組合の方からこういった話があるようだという、噂話的なことでは伺っております。

○川上委員

少し前というのはいつですか。7日の少し前、噂話、その噂話を聞いたのはいつくらいですか。

○農林振興課長

9月28日でございます。

○川上委員

そうでしょうね。26日に魚市場が申し出をしたと。2日後には、市は今のお話だと、噂話で聞いたと。そして、その後、市はどういうことをしたんですかね。その噂話を聞いて。

○農林振興課長

この話を伺いましたので、これが真実かどうかというところで、一応、市場の所長のほうにもう1回確認をするようにということで話をしております。その後、組合のほうに、こういった話が出ていますようですけれどもという話の中で、組合のほうから10月7日の日に臨時総会を開きますので、その後に正式にまたお話をしますということで伺っております。

○川上委員

福岡県魚市場にこういう話を聞いたけど、事情を聞きたいと連絡をとるのが普通と思うけど、それはしていないんですか。

○農林振興課長

市場の会社のほうではなくて、市場のほうにいらっしゃいます場長のほうには、一応、その話のことは伺っております。会社のほうとしましても、臨時総会を開くまではまだ決定でも何でもありませんのでということで念を押されたところがございます。

○川上委員

そうすると、こういう重大な情報を得たのに、会社のほうには直接問い合わせはしていないわけですね。

○農林振興課長

会社のほうにはまだその時点では問い合わせはしておりませんが、一度、臨時総会が終わった後ですけれども、場長を通しまして、会社のほうにお伺いをさせていただきますということで申し入れをしております。

○川上委員

そうすると、飯塚市は、会社から直接情報を得た日がわからないんですけど、それはいつになるんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:10

再開 14:10

委員会を再開いたします。

○経済部長

まず、飯塚市として正式にお話させていただきましたのは10月18日、先ほど報告の中でさせていただきましたけれども、本社のほうに赴きまして、副市長を初め、会社側としては社長以下、正式な意向を確認させていただきました。

それから先ほど申し上げております場長と申し上げますのは、会社の、当然社員でございますので、その会社側からの情報というのは、先ほど申し上げましたが、28日の段階から情報を得ていたというところでございます。

○川上委員

そうすると、施設を提供して、そして市場を管理している側が、こういう話を聞いたけどもということで、使わせてもらっている側の会社のところに行って、事実を、意向を確認したということなんですかね。

○農林振興課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

9月26日から既に20日余りが過ぎ、ひと月ですよ、たつてのことだと。そのときには、そうすると市としての申し入れ等はしていないんですね。どういう意思なのかという意思を確認しに行ったということでしょう。ちょっと答弁してください。

○経済部長

先ほど経過の中でご説明いたしましたとおり、市としましては、3場一緒に新市場への移設ということが基本でございますので、当然のことながら慰留に努めたということでご報告申し上げたとおりでございます。

○川上委員

会社とは直接話したことが18日までにはないわけですから、会社側の意向が正式にはわからないまま行っているわけでしょう。違うんですか。どうなんですか。

○経済部長

先ほども申し上げましたとおり、市としては9月28日に、会社が退場の意向があるということで伺いましたので、会社の社員である場長等に状況の確認をしたと。会社としましても、そういう意向であるということで、決定事項ではないということでございましたので、その確認に18日、副市長を初め、赴いたと。その段階におきましても、会社といたしましては仲買人さんとの協議がまずございますので、その協議を進めてまいりたいということでご返事をいただいたところでございます。

○川上委員

そうすると、今の話をずっと聞いてみると、10月18日に正式に福岡県魚市場の会社側の意向を確認したということですね。その際は、今のお話だと、飯塚、地元の仲買人さん等のお話を聞いて、正式の決定にしたいというようなお話だったんですか。

○副市長

先ほどから経済部長、担当課長が説明しておりますけれど、18日、私と一緒に行きました。そのときに12日の整備方針検討会議で、正式に商業協同組合の理事長のほうからこういう意向を聞いたということで、そこで、市としてはその会議で意向がわかったと。それを受けて18日に、正式に会社の社長さんたちの意向を聞きたいということもありまして、行きました。さきの経済建設委員会でも答弁させてもらいましたけど、開場が、私の記憶では昭和45年だったと思います、市場は。それ以来ずっと入場していただいておりますし、今まで、失礼な言い方ですけど、景気の悪かったときもありますし、ちょっと悪くなったからということですぐ退場ということにはならんとやないかというような話もさせていただきながら、退場する場合には商業協同組合の皆さんの理解を得てくださいと。そこで正式に決めてくださいというようなお願いをして帰ってまいりました。以上でございます。

○川上委員

そうすると、この日は、事実を、意向を確認して、その場でそれについての感想を述べたにとどまったのではないですかね。市の正式の意思として伝えたことになったんですか、それは。相手はそういう受け止めをしたのかなと思うんですよ。今、こっちの意思確認をして、すぐ反応されて、飯塚市は内部でよく検討したのかなと。今、副市長がおっしゃったことはもう最高責任者クラスの発言だから、そういう受けとめをするでしょうけど、市の正式な意向なのかなというように思われなんじゃないかなと思うんですよ。だって、今、自分の意思を確認されたばかり。ただちにおってくれと言われても本気かなと。だから、18日は慰留に努めたという行為になっていなくて、意向確認をしたということに、向こうは受けとめたのではないんですか。（発言するものあり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:17

再 開 14:26

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほどから私がお尋ねしているのは、飯塚市として、正式に魚市場に残ってくれということを伝えたことにまだなっていないのではないかと、正式には。10月18日は、向こうの意向を確認するために、市から出向いてということだったわけですからね。まだ向こうは、飯塚市から正式のものとして、市の、退場は困るという、残ってくれということについて受けとめてないのではないかと思うので、そこのところちょっと確認したかったんです。

○経済部長

繰り返しの答弁で申しわけございませんが、18日の段階におきましては、飯塚市としては当然、地域活性化も含めまして、市場として飯塚市に残ってほしいということは申し上げております。それを、委員ご指摘のように会社がどう受けとめたかというお話かと思っておりますけれども、その点については私どもとしては明確にお伝えしたというふうに考えております。

○川上委員

そこでね、普通、会社と話しているときに、今、私の意向を聞いたんですねと。その場でポンと言った言葉が正式の市の意思というふうには受けとめられないですよ。それでね、それをしないといかんわけです。

それでね、少しお尋ねします。今度のことが再来年3月、年度末に、なってしまうとどうい
う打撃が飯塚市の市民の食生活と、それから地域経済に打撃があるのか、市で検討していることを
説明してください。

○委員長

副市長は市長と話して行かれたんでしょう。川上議員のほうは伝わってないと言うけど、相手
の心はわからんよな。だから正式に向こうが出てるなら、こちらも正式に出さなならんけど、川
上委員、そのところちょっと理解していただいてお願いしたいんですけど、お互い文書交わし
ているならそういう形やけど、お互いの気持ちというのは、そこんどこ言われたからっていつて
も、向こう側に誠意が通じていないんじゃないかとか言っておられるみたいだけど、そのとこ
ろはなかなかわからんところだから今結果まとめて、——副市長ちょっと言って。

○副市長

先ほどから言ってますように、18日、当然、飯塚市の副市長として行っております。梶原個
人で行ったわけじゃございません。当然行く前には市長とも打ち合わせして、会社に対して市と
しての意向をこういうことだと話してきたいということで行っておりますので、会社には、私
は伝わっておると思っております。その結果、10月31日に、向こうもそれを受けて、また改
めて同じようなメンバーでこちらにお見えになったと、そういうような理解をしております。

○川上委員

そうすると、今言った、飯塚市として、なぜ退場してもらおうと困るのか、残ってもらいたいの
か言ったはずだけど、どういうふうに言ったのかっていうことと、現実に関今さっき質問した、飯
塚市民の食生活と地域の業者さんにどういふダメージがあるのかについて、市がどう考えてるか
をお尋ねします。

○経済部長

退場の影響ということでございますけれども、現状、高齢化が進んでいる中で、組合員、仲買
さんとしては約110名程度の会員でございます。そのうち高齢者の方が非常に多いというこ
とで、いろいろなお話の中で、要は遠くなれば、廃業も考えていかななくてはいけないというふうな
声も聞いておるところでございますので、そういったことから、特にまちのお魚屋さんが閉店す
るといふようなことになれば、それなりの消費者にとっても、不便性等々も含めて影響が出てく
るものと考えておるところでございます。

○川上委員

それ以上のことについては、まだ研究できてないんですね。例えば、組合員の方に全員から話
を聞くとか、そういうことでできてないわけ。

○経済部長

今現在、組合員のほうと会社のほうで、先ほど来申し上げております最終決定には至ってない
という状況の中で協議をされております。そういった状況も踏まえまして、我々のほうから直接、
組合員さんのほうにヒアリングというか、そういった形では状況は確認はいたしておりません。
ただ、組合員さん、役員さん等々とは常日ごろ協議させていただいておりますので、その部分に
ついては、今後十分に協議してまいりたいと思っております。

○川上委員

さっきから3市場一体移転とか、移転するかどうかっていうのもあるんだけど、魚がなくなっ
ても移転するんだとか答弁があつてるけど、そういう答弁でいいんですか。魚市場に残ってくれ
と言っておるときに、一方、正式の特別委員会で魚市場いなくつても移転しますよと。こんな質
問と答弁で大丈夫ですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:32

再開 14:34

委員会を再開します。

○川上委員

それで、答弁を全部委員長がしたんでしょうけど、まだね、飯塚市としては、市民に向かって、組合さんに向かって、福岡県魚市場の退場は困るんだと、ぜひ残ってもらいたいんだということを書いてないわけですよ。書いてないまま、公式に書いてないでしょ、全然。で書いてないまま、花と青果だけでも移転しますという答弁が先に出たわけですよ。このメッセージをどういうメッセージになるかと心配するわけ。だから、きょうは市長がいないんで、魚市場のほうに退場は困ると、残ってくれという市の正式な立場を、今ここで答弁してください。

○副市長

当然、私先ほど言いましたように、10月18日の時点で、市としては正式に言ったという理解をしております。再度向こうと、3者協議も今度ありますので、いつか日程が決まってくると思いますが、そのときに市長なり私が出て行って、当然そこで、昨年も言いましたように、市としては残っていただきたいということは当然、もし再度言えということであれば、再度申し上げたいと考えております。

○川上委員

そしたら、今の副市長の答弁確認しますが、なぜ私がこういうふう聞くかということ、ここ特別委員会、何回してきましたか。直近から言っても、先ほど9月26日と言ったでしょ。情報を得たのが9月28日でしょ。その後の特別委員会でも10月11日、それから10月16日、11月7日、11月30日、12月21日、そしてきょう2月8日でしょ。この間に、この特別委員会で、市長として、あるいは副市長として市の意向を、退場は困ると、残ってもらいたいという事情報告もなければ、態度表明もなかったわけです。だから、ここで正式に市の意思を確認する必要があるから聞いたわけです。そんなに顔真っ赤にしないでもいいわけですよ。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

私が委員会の当初で確認したのは、魚がいなくても移転するのかと聞いたのはなぜかということです。私はこの特別委員会ができる前から、何年前になりますかね、平成25年から24年になりますけれど、一般質問で菰田の開発についてお尋ねしております。そのときの答弁は、そのときの副市長の答弁、前副市長の答弁は、27年度までに結論を出しますという答弁だったんです。しかし、27年度に出てきたのは、移設をしますという答弁でしかなかったわけです。なぜそういうことを質問したかと言ったら、先ほど言いましたように菰田の開発のあり方は市場を抜きにしてありえないからです。市場があるかないかによって開発のやり方が変わってきます。だから、どのように取り組むのかということ、もう数年前からお尋ねしてるわけです。今回、魚市場がなくても、当初のように、この委員会ができて8月7日に出てきた資料のように、移転はするということを確認をしないと、今後の菰田の開発についてどうするか、改めて取り組めないからお尋ねしたところであります。その辺を誤解のないようお願いいたします。卸売市場の移転というのは、全市の見ても大きな問題なんです。それが魚市場がどうだこうだという一点だけで言われてるから、何か私の質問がおかしいみたいな質問されましたので、私はちょっとここだけはっきりさせていただきたい。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すいません。ちょっと長時間及んでますんで、簡単に済ませたいと思いますけども、まず卸売市場が庄内工業団地のほうに移転させたいというふうな市の意向のほうが出ておりますけども、

現在、庄内工業団地のグラウンドの利用状況、把握している分お知らせください。

○健幸・スポーツ課長

平成28年度の利用者総数でございますけれども、利用者総数は1万7112名いらっしゃいまして、その中身につきましては、サッカーは一般が1460名、高校生以下が1万1700人、その他大会等でございます、残りで合計1万7112人となっております。

○永末委員

答弁によりますと、サッカーでありますとか、ソフトとか、それ以外も、消防のそういう大きなイベントとか、そういった場合にはあそこを使っているんですね、現状として。市の現状の意向としてはあそこのほうに移設させたいというふうなことですけども、そうなってくると当然今そこを使ってらっしゃる子どもさんとか、特に高校生以下の利用がすごく多いというふうな話ありましたけども、そこが要は利用できなくなってしまうというふうな状況が生じてくるかと思うんですけど、そのあたりのそういう団体とかに対する周知とかっていうのは現状どんな感じですか。

○健幸・スポーツ課長

今、先ほど申しました1万7112人。この方についての調整は、一部の利用団体の方には調整をとったり、お話をしたりはしております。

○永末委員

それは、そのときは何かこう代替施設みたいなのを示してお話しされてるんですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しましたこの数字というのは、そのままの現状の人数をほかの今現在あります飯塚市の体育施設の中であるというの是非常に厳しいものがあるかと思えます。やはり代替施設もそうですけれども、今後の周知、それから調整、そのような形でお話をさせていただいておりますが、代替施設がどこかというところまでは話は進ませていただいております。

○永末委員

ある程度、団体のほうにはそういったお話をしてもらってるということですけども、ちょっとこれ私の想定ですけど、おそらく多くの方が、なくなるっていうことがまだまだ把握できてないんじゃないかなと私としては考えます。ということで、ぜひ市として、あそこに移したいということであれば、それは大きな市全体の取り組みとして致し方ない部分も出てくるのかなと思うんですけども、やはりあそこで1万7千人の方が利用されてるというところがありますので、その代替案っていうのを、ぜひ示していただけないかなと思うんですけど、現状で構いませんので、検討状況をお伝えください。

○健幸・スポーツ課長

今現在、飯塚市で利用可能な場所とかいうのを今検討させていただいておりますので、ある程度の代替施設等が見つかりますれば、またご報告をさせていただきたいと思っております。

○永末委員

しっかりと、あそこで利用されてる方のニーズとかそういったのを把握していただいて、できるだけサービスが落ちることがないように努めていただきたいと要望して質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。これをもちまして経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。